平成２５年（フ）第１９０１号
愛知県春日井市下条町１丁目14番地１　ドエルはーもにー305号
債務者　関　　学
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０２号
愛知県春日井市下条町１丁目14番地１　ドエルはーもにー305号
債務者　関　　豊絵
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１４号
愛知県あま市新居屋小舟戸54番地
債務者　松川　秀夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８号
和歌山市下三毛743番地の21
債務者　中島かおり
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４９号
和歌山県岩出市曽屋409番地の14
債務者　米原　賢治
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５０号
和歌山県岩出市曽屋409番地の14
債務者　米原　美紀
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６１号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山259番地
債務者　宮野　郁士
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８６号
和歌山市鳴神716番地の26
債務者　上筋　信吾
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９０号
和歌山市市小路91番地の３　プレジール市小路201
債務者　青木　静惠
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
千葉県勝浦市関谷497番地２　ポプラハイツ１号棟223号、申立時の住所千葉県勝浦市関谷497番地２　ポプラハイツ２号棟232号
債務者　黒川　和子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
長野市大字高田460番地１　ヴァンカートル104
債務者　黒木　真美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
長野県飯田市北方2525番地７
債務者　熊谷　　修
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第５９号
長野県飯田市北方2525番地７
債務者　熊谷　朱実
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第８１号
三重県伊賀市阿保754番地の11　青山シティライフＡ201号室、前住所三重県伊賀市別府310番地
債務者　藤原　一由
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８８号
三重県名張市桔梗が丘４番町７街区29番地、前住所兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目２番17―205号
債務者　見市　穂貴
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１８７号
三重県四日市市小杉町1750番地　セジュール笹山102
債務者　榊原　克成
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
三重県四日市市小杉町1750番地　セジュール笹山102
債務者　榊原美笑子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係